

第 454 回 東京地方最低賃金審議会 議事録

- 1 日 時 令和 8 年 3 月 6 日（金）午後 2 時 31 分～午後 2 時 49 分  
2 場 所 九段第 3 合同庁舎 11 階 共用会議室 1－1、1－2  
3 出席者 公益代表委員 5 名 労働者代表委員 5 名 使用者代表委員 6 名

永縄会長代理 定刻になりましたので、ただいまから第454回東京地方最低賃金審議会を始めます。

主任賃金指導官 傍聴される方は、傍聴席に置いてあります遵守事項に従っていただきますようお願いいたします。特に、パソコン、携帯電話等通信機器の電源は必ず切ってください。また写真撮影、録音は御遠慮ください。

手元のタブレットに格納した資料の確認をさせていただきます。格納資料は、議事次第、座席表、資料の 3 点です。不備等ありましたら事務局にお申しつけください。

永縄会長代理 続いて、委員の出欠状況について、事務局から報告してください。

主任賃金指導官 本日は、公益代表の本田委員、労働者代表の宮澤委員が御欠席でございますが、現時点で委員定数18名のうち16名が御出席でございますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に定める定足数、全委員の 3 分の 2 以上、又は各側委員の各 3 分の 1 以上を充たしておりますことを御報告します。

永縄会長代理 それでは、審議に入ります。

議事（1）「令和 8 年度における特定最低賃金の改正等の申出に係る意向確認について」です。

本件について、事務局からご説明ください。

賃金課長 最低賃金法第15条第 1 項により、特定最低賃金の改正等の申出は、労働者又は使用者を代表する者が、都道府県労働局長に対して行うことができると定められております。

この申出は、例年概ね 7 月をめどにお願いしているところですが、その前に申出が予定されている業種につきましては、その申出の内容に沿った最低賃金に関する実態調査を実施する必要があります。

そのため、前年度末をめどに各特定最低賃金について改正等の意向の有無を労使各側から確認させていただき、これを受けて次年度調査の準備をさせていただいているところです。

特に、業種の括りの変更や、適用除外業務の変更につきましては、その変更内容を踏まえた上で実態調査を行う必要がございますので、よろしく願いいたします。

私からの説明は以上です。

永縄会長代理

ありがとうございました。

それでは、令和8年度における特定最低賃金の改正等の申出に係る意向について、労側委員にお伺いしたいと思います。

申出の意向について御発言をお願いします。

大島委員

それでは、私のほうから、令和8年度の特定最低賃金の取組についての申出の意向を表明させていただきます。

本年度は、改正3業種、新設2業種の申出をし、必要性について検討をいただきました。令和8年度につきましても、本年度同様、申出を行いたいと思っております。

まずは、改正について、まず一つ目に、鉄鋼業、二つ目には、はん用機械器具、生産用機械器具製造業、三つ目といたしまして、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空機・同附属品製造業で、この3業種に関しては、改正の申出でございます。

続きまして、新設の申出についてですが、まず一つ目には、電気機械器具、情報通信機械器具製造業、二つ目といたしまして自動車小売業（新車）、そして、三つ目といたしまして、一般貨物自動車運送業、これにつきましては本年は申出に至らなかったのですが、準備が整い次第、申出を行いたいと思っております。

私のほうからは以上です。

永縄会長代理

ありがとうございました。ただいま労側から特定最低賃金改正等の申出に係る意向の御発言をいただきました。

この中で次年度においては3業種の最低賃金新設と、現行3業種について金額改正とのことで、計6業種について申出の意向表明がございま

した。

ただいまの御発言を受け、使側から御意見、御質問はおありですか。

(特になし)

永縄会長代理 よろしいですか。

公益委員や御発言いただけていない労使委員から、御意見がおありでしたら御発言ください。

(特になし)

永縄会長代理 本日の労側委員からの意向表明により、労側委員については必要な手続を進めてください。併せて事務局では、今後適切な事務手続を進めてください。

事務局から何かありますか。

賃金課長補佐 本日の資料について御説明します。資料1を御覧ください。

ただいま、来年度の特定最低賃金の申出に係る意向表明をいただきました。資料1は、今年度申出がございました特定最低賃金についての適用使用者数及び適用労働者数です。

(1) 今年度改正申出のあった東京に現存する特定最低賃金、(2) は今年度、新設申出あるいは申出の意向表明をいただいております業種を記載してございます。

この適用労働者数・使用者数は、令和7年度に実施した最低賃金実態調査の結果を踏まえて推計しており、厚生労働省の本省へも報告しております。

備考欄の※1から※6の適用対象労働者の範囲は、令和7年度の申出書あるいは意向表明書を前提にしております。

使用した母数は、総務省の「令和3年経済センサスー活動調査」です。これらの適用労働者数を基に、労働協約ケースの場合は、改正については基幹的労働者の「概ね3分の1以上」、新設につきましては「2分の

1以上」の者が労働協約の適用となっていること。公正競争ケースの新設につきましては「概ね3分の1以上」の合意があることが申出要件となります。

令和8年度の最低賃金実態調査は、5月頃に開始の予定となっております。適用対象労働者等の申出内容に変更がある場合には、3月下旬までに具体的な変更内容を事務局まで御連絡いただきたく、お願いいたします。

私からは以上です。

永縄会長代理 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明について、何か御質問等はおありですか。

使側いかがですか。よろしいですか。

労側はよろしいですか。

どうぞ。

土屋委員 すみません、お疲れさまです。ちょっと一点だけお聞きしたいのですが、この資料1の一番下にある一般貨物自動車運送業のここの備考欄のところなのですが、ここだけ令和6年度の適用範囲という形ではよろしいですか。ちょっとお聞きしたいです。

賃金課長補佐 一般貨物自動車運送業につきましては、令和7年度に申出がございませんでしたので、令和6年度に意向表明いただいた内容でございます。

土屋委員 分かりました。すみません、ちょっと私的には令和7年度も意向表明という形を取っているという認識だったのでお聞きしたまでです。

永縄会長代理 よろしいですか。

土屋委員 はい。

永縄会長代理 では、議事(2)「令和8年度における特定最低賃金の審議のあり方について」です。

一昨日、3月4日、運営委員会において、令和8年度における特定最低賃金の審議のあり方について検討を行いました。

その審議結果について運営委員会委員長代理の石毛委員より、運営委員会報告書の提出がございました。

石毛委員から報告をお願いいたします。

石毛委員                    それでは御報告いたしますので、事務局は、「資料」の資料2「運営委員会報告書」を読み上げてください。

賃金指導官

令和8年3月4日

東京地方最低賃金審議会 会長 本田敦子殿

東京地方最低賃金審議会 運営委員会 委員長 本田敦子

運営委員会報告書

当運営委員会は、東京地方最低賃金審議会から付託された、次年度特定最低賃金の必要性審議のあり方について、審議・検討を行った。

審議においては、労使各側の見解に一定の隔たりがあり、各側委員はそれぞれの立場から、主張の隔たりを調整すべく努力を重ねた。

その結果、次年度の「特定最低賃金改正決定等の必要性審議のあり方」については、次年度の運営委員会において引き続き審議、検討することを合意した。

なお、本運営委員会の委員は別紙のとおりである。

別紙名簿は省略させていただきます。

以上です。

永縄会長代理

石毛委員、運営委員会の審議経過について御説明お願いいたします。

石毛委員

運営委員会の審議経過につきまして、私から説明させていただきます。審議結果を申し上げます。

令和7年3月7日の東京地方最低賃金審議会第446回本審において、次年度の特定最低賃金の審議のあり方については、令和7年度の第1回運営委員会において継続審議すると付託されたため、令和7年度の第1回運営委員会において、特定最低賃金の必要性審議のあり方について必要な議論を行ったところです。その中で、翌年度の特定最低賃金の必要性審議のあり方については、「令和7年度における審理終了後に翌年度の対応を運営委員会等において協議する。」と決定したことから、第2回運営委員会を開催して令和8年度についても議論したところです。これについて審議経過を御報告申し上げます。

令和8年3月4日の審議において、労働者代表委員からは、特定最低賃金は関係労使のイニシアティブで決定すべきである。申出をした業種

全て、必要性審議も含めて専門部会方式により、業界の専門知識を熟知した方々の関係労使で審議したいとの御意見がございました。

一方、使用者代表委員からは、特定最低賃金は、まずはその業種、業界に設定することの必要性を広い見地から審議し、労使双方の全委員が「必要である」と一致した場合に限り、専門的知見を有する方が参加する専門部会で金額審議を行うものである。最初から特定業種の特定最低賃金の改定や決定を前提に審議を開始することには疑問を感じるとの御意見がございました。

それぞれの立場から意見調整の努力を重ねていただきましたが、これ以上の審議を続けても合意形成は困難と判断いたしました。よって、次年度の特定最低賃金の必要性審議のあり方については、次年度の運営委員会において引き続き審議し、検討することが適当との結論に達しました。

以上により、御了解いただいた内容を運営委員会報告として取りまとめ、ただいま審議会に御報告いたしました。

以上でございます。

永縄会長代理

それでは、ただいまの運営委員会報告及び審議経過報告に関し、御意見・御質問等はおありですか。

労側いかがですか。よろしいですか。

使側いかがですか。よろしいですか。

(特になし)

永縄会長代理

それでは、報告書のとおり、次年度の特定最低賃金の審議のあり方については、令和8年度第1回運営委員会において継続審議とすることといたします。

続きまして、議事(3)「その他」ですが、何かございますか。

労側いかがですか。よろしいですか。

使側もよろしいですか。

(特になし)

- 永縄会長代理      ほかにないようでしたら、本日予定された議事は以上です。  
事務局から、広報活動の取組状況について説明があるようですので、  
お願いします。
- 賃金課長          令和7年度の広報活動につきまして、東京労働局の取組状況を御紹介  
させていただきます。  
東京都最低賃金の官報公示日である9月3日から、広報キャラクター  
さいちん犬を用いた周知動画を、東京労働局Y o u T u b e公式チャ  
ネルにて公開し、X東京労働局公式アカウントに投稿するとともに、労  
働局作成の周知ポスターを都内の全労働基準監督署において掲示いたし  
ました。このほか、9月と10月を最低賃金・各種助成金周知強化期間と  
して、周知動画を都内の全労働基準監督署及びハローワークに設置した  
デジタルサイネージ、都営地下鉄車内ビジョン、ターミナル駅周辺の屋  
外街頭ビジョン、自治体等において放映するとともに、局作成周知ポ  
スターを都内各所に掲示しました。  
様々な団体様へ周知広報依頼を行い、御協力いただく等、幅広く都内  
の事業場に周知を徹底しているところでございます。  
東京労働局では、引き続き、広報活動を積極的に実施してまいる所存  
でございます。  
私からの説明は以上となります。  
審議会の終了に当たり、東京労働局長より御挨拶申し上げます。
- 東京労働局長      東京労働局の増田でございます。本日は永縄会長代理をはじめ委員の  
皆様には、第454回東京地方最低賃金審議会に御出席、御審議をいただき  
まして、誠にありがとうございます。本会が本年度最後の審議会となり  
ますので、私から一言御礼の御挨拶を申し上げます。  
本年度を振り返りますと、東京都最低賃金につきましては、昨年6月  
30日に諮問を行わせていただいて以降、6回の専門部会で真摯な御審議  
を重ねていただき、8月7日に答申をいただきました。  
また、特定最低賃金につきましても、9月16日に諮問を行って以降、

4回の検討委員会で、丁寧な御議論をいただき、11月13日に答申を頂戴したところでございます。

この1年間の委員の皆様方の審議会運営の御協力に改めて厚く御礼申し上げます。

東京都最低賃金の答申で、事務局のほうに求められておりました生産性向上支援につきましては、先ほど賃金課長からもお話がございましたが、9月・10月を最低賃金・各種助成金周知強化期間として集中的な取組を行うとともに、公正取引委員会策定の労務費の適切な価格転嫁のための価格交渉に関する指針の周知をはじめとした他省庁と連携した支援策の周知・活用促進にも取り組んでいるところでございます。

東京労働局といたしましては、来年度も最低賃金制度の円滑な運営を最重要課題の一つに位置付け、引き続き、最低賃金について監督指導による履行確保を図るとともに、最低賃金制度及び中小企業や小規模事業場への業務改善助成金をはじめとした各種支援策の周知、支援をしっかりと進めてまいりたいと考えております。

今後とも、東京労働局の行政につきまして、皆様方の御理解及び御協力をお願いいたしまして、私からの御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

永縄会長代理

ありがとうございました。

それでは、本日の審議はこれで終了といたします。皆様の御協力に対し改めて深く感謝申し上げます。

本日の議事録は審議会運営規程第7条に基づき、公益委員は私が、労側委員は金子委員、使側委員は神委員に確認をお願いします。